

## 岩手県立御所湖広域公園管理等業務特記仕様書

- 1 岩手県立御所湖広域公園内の「乗り物広場」は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 指定管理者となった者は、「乗り物広場」の管理運営を行うものとし、都市公園法第5条第1項の規定に基づく管理許可を申請しなければならない。
  - (2) 「乗り物広場」の活用は、現在の形態にこだわらず、許可を受けた者の創意工夫により運営して差し支えないものとする。ただし、工作物等を設置する場合は、別途都市公園法に基づき県の許可を受けなければならない。
  - (3) 「乗り物広場」で使用する遊具は、県が無償で貸与するものとする。ただし、維持補修に要する費用及び使用不能となった場合の処理費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
  - (4) 「乗り物広場」における遊具の利用料は、当該許可を受けた者が任意に設定して差し支えないが、入場料を徴収することはできないこと。
- 2 「除スポーツセンター」内にあるつなぎスイミングセンター跡地についても、建物管理、~~植栽管理~~、清掃等施設を適切に維持する管理は行わなければならない。
- 3 「除スポーツセンター」内にある「つなぎ多目的運動場」は、盛岡市が設置許可を受けて管理していることから、管理区域から除く。